

会津若松市上下水道局建設工事情報共有システム実施要領

(令和7年3月 31 日決裁)

上下水道局が発注する建設工事における情報共有システムの活用にあつては、会津若松市建設工事情報共有システム実施要領(令和7年3月 27 日決裁)の例による。

この場合において、第1条中「会津若松市」とあるのは「上下水道局」と、第3条及び第4条中「本市」とあるのは「上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する。